

大網白里市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成27年度、平成28年度、平成29年度及び平成30年度定期監査の報告並びに平成28年度、平成29年度、平成30年度及び令和元年度財政援助団体等監査の報告に基づき講じた措置について、別添のとおり大網白里市長から通知があったので公表する。

令和2年4月22日

大網白里市監査委員 古川 光夫

大網白里市監査委員 岡田 憲二

総 第 1 5 0 号
令和2年4月13日

大網白里市監査委員 古 川 光 夫 様
同 岡 田 憲 二 様

大網白里市長 金 坂 昌 典

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成28年3月9日付け監第425号、平成28年11月28日付け監第334号、平成30年3月27日付け監第489号及び平成30年12月4日付け監第362号で通知のあった定期監査の報告並びに平成29年3月8日付け監第464号、平成30年3月27日付け監第489号、平成31年3月25日付け監第491号及び令和元年11月29日付け監第314号で通知のあった財政援助団体等監査の報告に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第12項の規定により、別紙のとおり通知します。

- 1 報告書番号 平成28年3月9日付け監第425号
- 2 監査の種類 定期監査（第2回）

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
（教育委員会管理課） 不動産借上料の適正化について 増穂中学校に関する不動産借上料について監査したところ、市は昭和63年から学校敷地借上料として、平成26年度は12,406,000円を支出しているが、不動産借上料の算定基準となる1㎡あたりの単価が、適正とは言い難い金額で賃貸借契約を締結していることが見受けられた。 本市は財源確保に厳しい硬直化した財政状況でもあるため、不動産借上料については、適正な単価で契約を行うよう検討されたい。	平成30年4月1日に土地賃貸借契約の更新に係る変更契約を締結する際、賃貸借料についても、固定資産税課税標準額の増減率に合わせて減額（▲106,000円）いたしました。

3 報告書番号 平成28年11月28日付け監第334号

4 監査の種類 定期監査（第1回）

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
（大網病院） 消耗備品及び医療用消耗備品を購入する際の 随意契約手続きについて 医療業務を行うにあたり必要とする消耗備品及び医療用消耗備品の購入については、大網白里市財務規則（以下「財務規則」という。）によれば、随意契約に係る事務区分一覧（財産の買入れ）では、予定価格が10万円以上80万円以下の場合の見積徴収業者数は「2社以上」となっているところ、14の随意契約のうち、3者以上の見積もり合わせをしている契約は皆無で、内2件については、1者の見積もりしか徴収していなかった。 また、結果としても、10の随意契約について同じ業者から購入していたことが見受けられた。 今後は、業者間の競争性を高める財務規則の趣旨に照らし、財務規則を遵守することは当然として、見積徴収業者数を増やして更なる経費節減に努めていただきたい。	在庫状況や納期等の事情から、購入に際し要件を満たす業者が限定されることが多い医療機器等を除き、2社以上から見積書を徴するようにいたしました。
（都市整備課） 施設の老朽化等に伴う工事方法の選択肢について 都市公園に設置している遊具の点検については、平成24年度に専門業者による安全点検を実施し、危険性の高い箇所から遊具の補修を行っており、今回2箇所の都市公園で実施した中型遊具の改修工事については当初7,708,649円で工事請負契約を締結したが、工事实施後、腐食部分の補修が必要となり、2,293,231円を増額し、変更工事金額は10,001,880円となったものである。 しかしながら、中型遊具の新設は、2箇所2,000万円程度で設置が可能であるにもかかわらず、今回改修工事を選択したことの有効性・経済性には疑問が残る。 今後は、遊具の安全点検結果を基に、安全性・危険性を第一に考え、耐用年数と新設及	遊具の安全点検結果を基に、安全性・危険性を第一に考え、耐用年数と新設及び改修した場合の経済比較や費用対効果等を検討し、合理的・経済的に整備するようにいたしました。

び改修した場合の経済比較や費用対効果等を検討し、合理的・経済的に整備されたい。

(下水道課)

施設整備等に伴う工事方法の選択肢について

弥幾野地区クリーンプラントNO. 1 圧送ポンプ整備工事については、新設にかかる経費や耐用年数等を比較しても、結果的には改修工事を選択したことは適切であったが、このような比較検討を行った上での整備工事ではなかった。今後は、改修工事実施に当たっては、常に耐用年数と新設及び改修した場合の経済比較や費用対効果等を検討し、効果的な施設等の維持管理に努めていただきたい。

(安全対策課)

消防団に要する経費に係る支出基準等の整備について

団長交際費として支出した90,000円及び本団・分団及び班維持管理に係る交付金合計1,620,000円については、対象課は、消防組織法第8条の規定「市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。」を根拠とし、当該交際費等が「市の消防に要する費用」に該当するとして支出してきた。

しかしながら、これらの支出がすべて市の消防に要する費用と言えるかについて、交際費のほかは、市は毎年一定金額を交付するのみで実績の確認もされていなかった。

今後、早急に、同法に適合する支出の範囲を定め、各交付金等に関する支出基準を整備されたい。

改修工事実施に際して新設及び改修した場合の経済比較や費用対効果を検討するようにいたしました。

具体的には、設備の耐用年数を考慮した上で、設備を新設（更新）した場合と改修（修理）した場合の概算額の比較により、費用対効果を確認できる資料（表）を作成し、工事発注時に執行伺いとともに、課内決裁を受けるようにいたしました。

市で支出している消防団に要する経費のうち団長交際費について、平成31年4月1日付けで支出基準を定め、その基準に基づき支出するようにいたしました。

本団、分団及び班維持管理に係る交付金について、大網白里市補助金等交付基準にある補助金の使途に従い適正に支出されるよう指導を行い、支出基準の整備について検討してまいります。

5 報告書番号 平成29年3月8日付け監第464号

6 監査の種類 財政援助団体等監査

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
（財政課） 各財政援助団体等の補助金交付要綱の策定について 市は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する条例及び補助金等に関する規則並びに大網白里市補助金等交付基準に基づいて、各財政援助団体等に補助金等を交付する旨の手続きを行っている。 各財政援助団体等に対して補助金を交付するに当たっては、限られた財源を分配するものであるから、市の計画、施策に沿うようその公益的目的を検討し、それに対して有効な補助金の支出をなしうよう、補助対象経費及び補助割合などを個別に考慮した交付要綱が望ましい。 したがって、可及的すみやかに各財政援助団体等において、補助金交付要綱を策定されたい。	補助対象経費や補助割合について、個別に考慮する必要がある場合は、補助の目的等を勘案し、必要に応じて交付要綱を策定するよう各担当課に指示いたしました。

7 報告書番号 平成30年3月27日付け監第489号

8 監査の種類 定期監査（第2回）

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
（教育委員会管理課） 不動産借上料の適正化について 平成27年度に指摘事項とした増穂中学校敷地の不動産借上料について、改めて監査したところ、平成27年度と同額の12,406,000円を支出している事例が見受けられた。 市の財政状況は、多額の基金を取り崩し収支バランスを保っている極めて厳しい状況であるため、不動産借上料については、適正な単価で契約を行われるとともに、将来的に校舎の移転或いは土地の購入等を含め、抜本的なコスト削減策を検討すること。	平成30年4月1日に土地賃貸借契約の更新に係る変更契約を締結する際、賃貸借料についても、固定資産税課税標準額の増減率に合わせて減額（▲106,000円）いたしました。 抜本的なコスト削減のため減額請求することも検討いたしましたが、これまで幾度も双方合意の上で賃貸借料を改定した経緯があるため、これまでの賃貸借料の方法に則り、固定資産税課税標準額の増減率を用いて賃貸借料を改定いたしました。 なお、将来的な校舎の移転等については、今後検討してまいります。

10 財政援助団体等監査

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
大網白里市小中PTA連絡協議会（所管課：教育委員会管理課） 大網白里市補助金等交付基準を超過した翌年度への繰越金について 大網白里市補助金等交付基準（以下「交付基準」という。）によると、繰越金が補助金を超えている場合は、補助金を減額調整すること。また、余剰金・繰越金・積立金の多い団体、自立できる団体については、補助の必要性について適宜見直しを図ることとなっている。 しかしながら、大網白里市小中PTA連絡協議会を監査したところ、市からの補助金37,000円にたいし、翌年度への繰越金が98,133円である事例が見受けられた。 当分の間、補助金を見込まなくても活動できることは明らかであることから、少なくとも次年度は補助金申請を見送ることとし、今後は補助金に頼らず、団体を自立させる方向性について検討すること。	平成29年度の補助金について、繰越金が補助金額を上回っていたため、全額戻し入れを行いました。 なお、平成30年度以降については、自己財源で運営することができていたことから、補助金の申請はありません。

1 1 報告書番号 平成30年12月4日付け監第362号

1 2 監査の種類 定期監査（第1回）

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
（大網病院） 不納欠損処理について 大網白里市病院事業会計規則（以下、「市病院事業会計規則」という。）第26条によると、既に調定した収納金について債権を放棄し、又は時効等により債権が消滅した場合においては、これを不納欠損金として整理しなければならないとされている。 また、民法第170条では、医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権は、三年間行使しないときは、消滅するとされている。 未収金に係る滞納繰越分については、平成30年9月1日現在、過去3年間の合計で5,445,513円あり、現在、債権処理に取り組んではいるものの、それ以前の未収金については、過去から債権整理がされておらず、不納欠損処理を行っていない。 したがって、過去3年間以前の債権については、早急に債権整理の方針を定め、整理を実行していただきたい。 更に、病院受診者の公平性を保つためにも、早急に未収金の管理台帳を整備し、適切な債権管理と回収に努めていただきたい。 備品の会計処理及び管理について 市病院事業会計規則第15条によると、病院事業の勘定科目の区分は、別表の定めるところによるとされており、別表は以下の記載となっている。 ・医療消耗備品費（医業費用） 医療用及び患者給食用具で減価償却を必要としないもののうち耐用年数1年以上で取得価格10万円未満のものの費用 ・消耗備品費（医業費用） 事務、管理用の用具等で1年以上使用できるもので減価償却を要しないものの費用 ・工具器具及び備品（有形固定資産） 事務用及び管理用の器具備品で耐用年数1年以上かつ取得価格1万円以上のもの また、市病院事業会計規則第102条で	未収金回収業務委託の本格的な実施により未収金の整理を進める一方、法律事務所からの連絡を通じ、時効援用通知書の提出がされたものは、毎年度不納欠損処理を行うようにいたしました。 有形固定資産（備品）として固定資産台帳への計上及び管理を要するものが、市病院事業会計規則で明確に区分整理されておらず、また同規則の内容の一部に不整合が生じていたことから、「地方公営企業の会計規程（例）について」（平成24年10月19日付け総財公第98号総務省自治財政局公営企業課長（地方自治法第245条の4に基づく技術的助言））を参考に同規則を改正し、耐用年数1年以上かつ取得価額が10万以上（1品当たり）のものを有形固定資産（備品）として固定資産台帳への計上及び管理が必要な対象といたしました。

は、この規則に定めるもののほか、病院事業の財務に関しては、大網白里市財務規則（以下、「市財務規則」という。）その他財務に関する規定の例によるとされている。

市財務規則第264条によると、備品は、その性質又は形状を変えずに比較的長期間にわたって使用に耐えるものとして、購入価格が1万円以上の物を備品としており、同規則第279条では、財産管理者は、その所管に属する備品につき、備品台帳を備えて記録し、常に備品の状況を明らかにしておかなければならないとされている。

大網病院では、今回の定期監査によって、上記の基準に従って備品の会計処理及び管理がなされていないことが判明した。

本来、固定資産に属する備品として処理しなければならない2件の備品が医療用消耗備品費として会計処理されており、また、医業費用に属する備品においては、備品台帳の備えがなく、備品の会計処理及び管理が適切ではない状況が見受けられた。

今後は、市病院事業会計規則及び市財務規則の趣旨に照らし、適切な備品の会計処理及び管理に努めていただきたい。

（高齢者支援課）

郵便切手の適正な在庫管理について

郵便切手は、購入時に会計処理され、翌年度に繰越されても使用する年度の会計とはならない。また、安易に換金できる性質のものであることから、購入の都度在庫数を確認の上、必要枚数を計画的に購入し、翌年度への繰越は必要最低限にすべきものである。

対象課では、平成30年3月19日に82円切手等数種の額面額の切手を103,580円購入した。

しかしながら、実際の使用が少なかったことや、予備分を過大に見込んだことにより翌年度に多量に繰越していたことが認められた。

また、切手受払簿に記載誤りがあり、切手の管理が適切ではない状況が見受けられた。

今後は、郵便切手の適正な在庫管理及び適切な予算執行に努めていただきたい。

切手の購入に際して、在庫数を確認するとともに、必要枚数を考慮し、一定数以上とならないよう計画的に購入するようにいたしました。また、翌年度への繰越しは必要最低限となるよう年度末における購入は特に注意するようにいたしました。

切手受払簿について、毎月担当者が購入数、使用枚数及び在庫数を確認した後に、班長以上の職員が確認し、確認印を押印するようにして適切な切手の管理に努めております。

1 1 報告書番号 平成31年3月25日付け監第491号

1 2 監査の種類 財政援助団体等監査

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
大網白里市水産加工業協同組合（所管課：商工観光課） 大網白里市補助金等交付基準の適用について 大網白里市補助金等交付基準（以下「交付基準」という。）によると、団体等の決算における繰越金又は剰余金が市補助金の額を超えていないものを補助金等の交付の要件としており、また、事業を推進するための必要な人件費を除き、団体運営のための人件費は補助金等を充当できないとしている。更に、運営費補助にあつては、繰越金が補助金を超えている場合は、補助金を減額調整すること。また、剰余金・繰越金・積立金の多い団体、自立できる団体については、補助の必要性について適宜見直しを図ることとなっている。 しかしながら、大網白里市水産加工業協同組合を監査したところ、市からの補助金515,000円に対し、大網白里市水産加工業協同組合の総会資料によると、当期剰余金は▲207,320円ではあるが、利益剰余金が5,444,702円ある事例が見受けられた。 また、補助金等に関する規則に定める申請様式等の記載については、総会資料との整合性が図られておらず、繰越金についても記載がなかった。 大網白里市水産加工業協同組合の主要な事業活動は、購買事業と指導事業に分類されており、補助金の使途としては、事業推進するための事務職員の人件費に充当されているが、補助対象事業を明確にし、人件費は大網白里市水産加工業協同組合の自主財源で支出することが望まれる。 所管課は、今後の補助金等の交付に当たっては、交付基準に従い、補助金等の交付要件に合致するか十分に検討することが必要である。	大網白里市水産加工業協同組合に対し、補助対象事業を明確にするように指導いたしました。 なお、令和元年度の補助金申請から、水産加工のPRや本市の魅力発信を推進する事業（水産加工品魅力発信事業）を新たに展開し、補助対象事業として申請しております。

1 5 報告書番号 令和元年 1 1 月 2 9 日付け監第 3 1 4 号

1 6 監査の種類 財政援助団体等監査

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
大網白里市家庭教育学級（所管課：教育委員会生涯学習課） 補助金の額の確定について 瑞穂幼稚園家庭教育学級の研修事業として開催されたスイーツデコ体験に係わる報償費に補助金から 17,500 円充当されており、その支払いの証拠書類を確認したところ、複写式の領収書の控えはあるものの領収書の原本が保管されていなかった。 実績報告書や支出内容を裏付けする領収書は、補助金の額の確定に係わる審査に不可欠なものであり、所管課は、領収書の原本を確認したとのことであるが領収書の原本が保管されていない以上、確認されたかは定かではない。 今後は、大網白里市補助金等交付基準（以下「補助金等交付基準」という。）に基づき十分な審査と確認を行い、当該団体に対しても補助金に係る証拠書類等の管理を適正に行うよう指導されたい。	平成 30 年度事業完了に伴う実績報告書が提出された際に、帳簿書類と本件を含めた全ての領収書を突合しており、その時点では書類上の不備はなく、適正に会計処理されていたことを確認しております。 なお、瑞穂幼稚園家庭教育学級に対し、補助金に係る証拠書類について、5 年間の保存期間中は、適正に管理保存するように指導いたしました。
大網白里市家庭教育学級及び大網白里市子ども会育成連絡協議会（所管課：教育委員会生涯学習課） 補助金関係書類の事務処理について 補助金変更決定通知書において、補助事業に要する経費の配分及び補助金等の額の区分欄における事項名、事業又は事務費、内補助金等の額の記載が、補助金交付決定通知書とは異なり、補助の対象とする事業又は事務費、内補助金の額が不明確のまま、補助金の変更決定通知がなされていた。（大網白里市家庭教育学級の内、瑞穂幼稚園家庭教育学級、増穂幼稚園家庭教育学級、白里幼稚園家庭教育学級、大網小学校家庭教育学級、増穂北小学校家庭教育学級、及び大網白里市子ども会育成連絡協議会） 変更決定通知書が適正でない状況で実績報告が提出されているために、所管課は変更決定通知に基づき適正に会計処理されたか確認できないまま、決定通知を行っていたことに	補助金変更決定通知書について、補助金交付決定通知書作成例に準じて作成するようにいたしました。

なる。

事務処理としては改善を要する事項であり、変更決定通知書においては交付決定通知書の作成例に基づき適正な事務の執行に努められるとともに、十分な審査をお願いしたい。

大網白里市産業文化祭実行委員会文化部会
(所管課：教育委員会生涯学習課)

食糧費（弁当代）の支出について

補助金等交付基準によると、事業の実施に直接必要な無償の役務の提供が、昼食時または夕食時をはさんで6時間以上あった場合に弁当代は、例外として認めるとしている。

しかしながら、大網白里市産業文化祭実行委員会文化部会を監査したところ、文化の部のステージ発表において、司会者に謝礼として60,000円（2日分）を支出しているにもかかわらず昼食代として、1,160円（2日分）を支出していることが見受けられた。

補助金の支出にあたっては、補助金等交付基準に従い、補助金の使途に合致するか十分確認され適正な支出を行われたい。

補助金の支出について、補助金交付基準に従い、適正に支出するように指導いたしました。